平成２４年（フ）第５２７号
岡山市南区福富西２丁目５―14明日香マンション302号、住民票上の住所岡山市南区福富中１丁目９番12号
債務者　渡邉　光治
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４１号
岡山市北区野田２丁目１番11号　Ｍ’ｓＲＯＳＡ503
債務者　鬼塚　光正
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９２３号
神奈川県海老名市下今泉２丁目２番２―407号
債務者　原口　敏一
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２３２号
横浜市都筑区川和町134番地７
債務者　林　　彩子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２６９号
横浜市鶴見区駒岡２丁目５番20号　リトルヒルズ駒岡202
債務者　永井　育子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３４３号
神奈川県藤沢市弥勒寺３丁目３番６号　アネックス湘南102
債務者　阿部　美予
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３４９号
横浜市港南区芹が谷５丁目45番１号　マンション・サンフラワー101
債務者　佐野　常夫
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３５０号
横浜市港南区芹が谷５丁目45番１号　マンション・サンフラワー101
債務者　佐野　朋代（旧姓鴨下・大野）
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３８号
北海道旭川市東光６条２丁目３番７号　サニーハイツ62―106号、申立時の住所北海道旭川市神楽３条４丁目２番14号　かたくりの郷
債務者　高橋　光隆
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９６号
北海道旭川市末広東２条３丁目５番18号　ジョイフル23―101号室
債務者　原　　麻実
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９７号
北海道旭川市東旭川北１条２丁目２番25号
債務者　前沢　栄子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９９号
北海道旭川市永山９条８丁目１番４号
債務者　松田　由佳（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０５号
北海道旭川市春光６条７丁目８番14号
債務者　茂木　秀正
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１１号
北海道旭川市大雪通９丁目512番地の50　ハンドレッドヴィレッジH203
債務者　牧　恵美子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６３号
長野県北佐久郡軽井沢町大字追分1587番地３　Ｃｏｃｃｉ軽井沢103、前住所長野県中野市大字西条1132番地　中央ハイツＢ―７
債務者　大西　優子（旧姓松澤）
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部